

札幌市特定農地貸付け審査会設置・実施要領

平成 21 年 10 月 21 日制定

札幌市経済局長決裁

第 1 趣旨

この要領は、市民農園整備促進法（以下「促進法」という。）に基づき、特定農地貸付け（促進法に基づき、農地所有者以外の者が特定農地貸付法により市民農園を開設する方式。以下「特定農地貸付け」という。）により市民農園の開設を行おうとするとき、「特定農地貸付けによる札幌市市民農園事務取扱要領」第 4 の 1 の規定に基づき、市民農園の安定・継続的な実施の見込み等について審査・協議をするため、特定農地貸付け審査会（以下「審査会」という。）の設置と実施に関して必要な事項を定める。

第 2 審査会の構成

審査会は、次の機関をもって構成する。

- 1 札幌市経済局農政部
- 2 札幌市農業委員会
- 3 札幌市農業協同組合
- 4 その他必要と認める機関・団体

第 3 審査会の運営

審査会は、委員長及び委員による組織で運営する。

- 1 委員長は、札幌市農政課長をもって充てる。
- 2 委員は、札幌市農業支援センター所長、札幌市農政課農政係長、札幌市農業委員会事務局次長、札幌市農業委員会委員（農業委員会会長の指名による者）、札幌市農業協同組合営農販売課長、
- 3 委員長が必要と認めた場合、2 以外の者を委員として加えることができる。

第 4 委員長の職務

- 1 委員長は、会務を総理し審査会を代表する。
- 2 委員長に事故あるときには、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第 5 審査会の開催

- 1 審査会は、目的たる事項が発生したとき、委員長の招集により開催する。
- 2 委員長は、開催の 7 日前までに日時、場所、審査事項を記載した書面をもって委員に通知しなければならない。
- 3 審査会は、原則、開設を行おうとする者〔札幌市から当該土地の貸付けを受け

市民農園を開設する者](以下「開設者」という。)又は農地を所有する者 [札幌市に農地の貸付けを行う者](以下「農地所有者」という。)を同席せず審議するものとする。但し、市長が認めたときはこの限りでない。

第6 協議事項

審査会は、次の事項に関する協議を行い、実行の可否を決定する。

- 1 市民農園による土地利用の適否に関する事項
- 2 市民農園の安定・継続的な実施の見込みに関する事項
- 3 市民農園の整備運営計画の妥当性に関する事項
- 4 その他実行の可否の審査に当たって必要な事項

第7 審査事務（審査要領及び別図フローのとおり）

1 申出書

- (1) 札幌市と開設者並びに農地所有者の3者間で計画段階における特定農地貸付けの合意があったものに限り、開設者は、市長に「特定農地借入申出書」(様式1)を提出することができる。
- (2) 開設者は、(1)の申出書に別添1から別添3を添えるほか、市長が定めた関係書類を揃えて提出しなければならない。

2 事前審査

- (1) 事務局は、審査会が速やかに的確な判断ができるよう、開設者から提出された書類について事前に審査を行い、これを法人審査様式1～6、個人審査様式1～5により意見調書を作成し、参考資料として審査会に提出するものとする。
- (2) (1)の意見調書の作成に当たり、経営診断士からの意見聴取若しくは経営診断システムを使用した簡易診断を参考に審査をすることができるものとする。

3 審査会による審査・決定

- (1) 審査会は、2の(1)による事務局からの意見調書を参考に、「特定農地貸付け審査票」により市民農園事業の実施の可否を決定する。
- (2) (1)の審査結果は、速やかに開設者に対して「特定農地貸付け事前審査結果通知書」(様式2)により通知をしなければならない。なお、議決の結果、不採択となったときは、その理由を付して通知しなければならない。
- (3) 議決の結果、採択となったときは、市長は、市民農園整備促進法第4条の規定に基づき、市民農園として整備すべき区域指定に関する手続きを行うことができる。
- (4) 議決の結果、審査会は、開設者に対して整備運営計画等の実施に関する条件又は改善を付して採択若しくは再審をすることができる。

第8 審査会の議決方法等

- 1 審査会は、委員現在数の3分の2の出席がなければ開くことはできない。
- 2 委員長及び委員は、審査会において各1個の議決権を有する。
- 3 審査会の議事は、原則、出席者全員一致をもって決するものとする。
- 4 委員長は、慎重な審議を要しないものと判断したときは、召集を省略し文書持ち回り方式で議決することができる。

第9 事務局

- 1 審査会の業務を執行するため、札幌市農政課調整係に事務局を置く。
- 2 事務局は、審査会の議事における議事録を作成しなければならない。
- 3 事務局は、審査会の開催又は運営にかかる必要な書類を作成しなければならない。
- 4 文書の発行に際し、発行名義人の公印は省略することができる。

第10 その他

- 1 審査会の構成員は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、審査に関して知り得た開設者の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、開設者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続きについては、開設者の同意を得た範囲内において行うものとする。
- 2 この要領に定めるもののほか、審査会の運営についての必要事項は、審査会がその都度定める。

附則

この設置・実施要領は、平成21年10月21日から施行する。